

答 申

**第1 審査会の結論**

人事委員会が令和7年度高知県職員社会人経験者採用試験の「行政」の試験区分の各試験種目における最終合格者10名に関する得点欄について非開示としたことは、妥当である。しかし、人事委員会は、「行政」の試験区分の最終合格者及び不合格者の両者の成績を含む真正な「令和7年度社会人経験者採用試験成績一覧表」、「行政」の試験区分及びそれ以外の試験区分の受験者の評点を含む真正な「令和7年度高知県職員社会人経験者採用試験 プレゼンテーション評定一覧表」を本件開示請求に係る対象公文書とそれぞれ特定し、改めて開示決定等を行った上で、これを審査請求人に交付すべきである。

**第2 本件審査請求の趣旨**

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が令和7年8月21日付けで高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号。以下「条例」という。）に基づき行った「令和7年度高知県職員社会人経験者採用試験の令和7年8月21日に発表された「行政」の最終合格者10名における第1次試験の職務能力及び論文試験の点数の内訳が分かるもの並びに第2次試験のプレゼンテーション試験及び口述試験の点数の内訳の分かるもの。なお、個人情報の観点から氏名等は黒塗りでも問題ない。上記に加えて、第2次試験の各面接室（3か所の面接室）における得点の分かるもの。上記は令和7年8月21日に発表された「行政」の最終合格者10名のもので追加合格は関係なし。採用にあたる公文書がないはずはないので、あるもので一部でも公開してください。」の開示請求に対し、人事委員会（以下「実施機関」という。）が令和7年8月28日付けで行った「令和7年度高知県職員社会人経験者採用試験「行政」の成績一覧表、プレゼンテーション評定一覧表、口述試験評定一覧表（令和7年8月21日に発表された「行政」の最終合格者10名分）」（以下「本件公文書」という。）の部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）を取り消し、「①第1次試験の職務能力試験及び論文試験の点数内訳、第2次試験のプレゼンテーション試験及び口述試験の点数内訳、②第2次試験における各面接室（3か所）ごとの得点内訳」の開示を求めるというものである。

**第3 実施機関の本件部分開示決定の理由等**

実施機関が弁明書及び意見陳述で主張している本件部分開示決定の理由等は、次のように要約できる。

1 本件公文書について

- (1) 本件公文書は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第1項第6号及び職員の任用に関する規則（昭和32年高知県人事委員会規則第19号）第4条に基づき、実施機関が作成したものである。
- (2) 本件公文書には、令和7年度高知県職員社会人経験者採用試験の「行政」の試験区分の最終合格者10名に関する次の情報を記録している。

ア 成績一覧表（各試験種目の得点（内訳）が分かるもの）（以下「本件公文書 1」という。）

受験番号、氏名、第 1 次試験の職務能力試験及び論文試験の得点並びに順位、第 2 次試験のプレゼンテーション試験及び口述試験の得点、総合順位、順位以外の理由で不合格となった理由

イ プレゼンテーション試験の評定一覧表（各試験委員の評点（得点）が分かるもの）（以下「本件公文書 2」という。）

試験区分、受験番号、各試験委員の評定・合計点、評価点

ウ 口述試験の評定一覧表（各試験委員の評点（得点）が分かるもの）（以下「本件公文書 3」という。）

試験区分、受験番号、各試験委員の総合評定・評価点数、素点計、総合点、口述試験の試験委員の構成（所属する機関名）

（3） 本件公文書の記載事項について法令等で公開又は非公開に関する規定等

上記ア、イ、ウについては、条例第 6 条第 1 項第 2 号該当

上記ウについては、条例第 6 条第 1 項第 7 号ア該当

## 2 条例第 6 条第 1 項第 2 号該当性について

（1） 本件公文書 1 に記録する受験番号、氏名、各試験種目の得点、順位、順位以外の理由で不合格となった理由及び本件公文書 2 及び 3 に記録する受験番号、各試験委員の評点は、個人に関する情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。））第 60 条に規定する保有個人情報）である。また、保有個人情報は利用目的以外の目的のために利用又は提供してはならないこととされており、本人の同意があるとき又は本人に提供するときは提供することができるとされている（法第 69 条）。

（2） 公文書の開示請求があったときは、条例に基づき、実施機関が当該公文書を開示請求者に対し、開示しなければならないこととなっており、個人に関する情報に関して、「①特定の個人が識別できるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別できるものを含む。）」又は「②特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」であっても、「ただし書」に該当する場合は当該公文書を開示しなければならないとされている（条例第 6 条第 1 項第 2 号）。

本件公文書に記録されている個人に関する情報は、採用試験を実施する職に求める職務遂行能力や適性を判定することを目的に、作成し保有しているものであり、条例第 6 条第 1 項第 2 号のただし書に規定されている情報には該当しない。

本件公文書 1 に記録されている受験者の氏名は、個人を識別することができるものと認められるものと解釈される。

これ以外の本件公文書に記録する受験番号、各試験種目の得点、順位、順位以外の理由で不合格となった理由及び各試験委員の評点については、次のように解釈し、非開示とするべきものと判断した。

ア 本来、本件公文書に記載する受験者個人の試験成績は、採用試験の各

試験種目（「行政」の試験区分については、職務能力試験、論文試験、プレゼンテーション試験、口述試験）の採点・評価基準に基づいて受験者の能力を点数にしたものであり、個人の人格と密接に関連する情報である。

イ 受験者の試験成績は、採用試験における合格者を決定することを目的に作成し、保有しているものであって、受験者本人以外の者に提供することについて、受験者の同意を得ていない。

ウ したがって、試験成績について特定の個人を識別できない形であっても、「公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

エ また、実施機関及び知事部局が公表している情報をもとにして、「行政」の試験区分で合格して採用された者が氏名を類推されるおそれがあることから、特定の個人を識別することはできないが、本件公文書を公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると判断した。

### 3 条例第6条第1項第7号ア該当性について

プレゼンテーション試験及び口述試験の評定を行う試験委員の構成は、試験の実施体制に関するものであり、公にすることにより公平・公正な採用試験の継続実施に著しい支障が生じてしまう。

なお、各面接室の得点（各試験委員の評点）は、各受験者の試験種目の得点を構成するものであり、非開示とした理由は、上記2(2)イで述べたとおりである。

## 第4 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書及び反論書で主張している主な内容は、次のように要約できる。

### 1 審査請求の趣旨

本件部分開示決定を取消し、以下の公文書の全部開示を求める。

(1) 令和7年度高知県職員社会人経験者採用試験における、令和7年8月21日に発表された「行政」の最終合格者10名に関する以下の情報。ただし、個人が特定されないよう、氏名及び受験番号を匿名加工をすることを条件とする。

- ・第1次試験の職務能力試験及び論文試験の点数内訳
- ・第2次試験のプレゼンテーション試験及び口述試験の点数内訳

(2) 上記に加えて、最終合格者10名の受験番号及び各面接官を匿名加工した、第2次試験における各面接室（3か所）ごとの得点内訳。

### 2 条例第6条第1項第2号（個人情報）該当性に関する実施機関の主張の誤り

実施機関は、開示を求める情報が第三者の個人情報に該当し、非開示事由に当たると主張する。しかし、開示を求める情報は、合格者10名の氏名を匿名加工した情報であり、これにより個人が特定されることはない。また、不合格者の情報は一切含まれておらず、公務員採用試験の透明性や公平性を確保するため、合格者の試験点数という情報は広く開示されるべきである。本

件においては「公益的要請の優越」が明確であり、この主張は失当である。

(1) 匿名加工情報に関する公益的要請の優越

審査請求人が開示を求める情報は、最終合格者10名の試験点数内訳に限定されており、不合格者の情報は含まれていない。また、氏名及び受験番号を匿名加工することを条件としている。

- ① 公務の透明性：最終合格者は公務の適正な運営を担う公務員となる者であり、その選考過程の客観性及び公正性に関する公益的要請は格段に高い。
- ② プライバシー侵害のおそれの低さ：匿名加工の措置を講じることで、当該情報開示による個人のプライバシー侵害のおそれは極めて低く抑えられる。
- ③ 蓋然性の高い具体的支障の欠如：実施機関が主張する「氏名を類推されるおそれ」は、蓋然性の高い具体的な根拠を欠く抽象的な懸念に過ぎない。

(2) 条例第6条第2項（公益上の理由による開示）の適用

条例第6条第2項は、「当該公文書の開示しないことにより保護される利益に明らかに優越する公益上の理由があると認められるときは、当該公文書を開示するものとする」と定めている。

地方公務員の任用という公共性の高い事務における選考過程の客観性及び公正性の検証は、まさに本項に該当すると解すべきである。したがって、本件情報は、受験者の同意の有無を問わず、条例第6条第2項に基づき開示されるべきである。

3 条例第6条第1項第7号ア（事務事業の適正な執行への支障）該当性に関する実施機関の主張の誤り

実施機関は、開示により「評定者が特定され、適正な評価ができなくなることが予想され」、「公平・公正な採用試験の継続実施に著しい支障が生じる」と主張する。この主張も又、法的基準を充足していない。

(1) 「著しい支障」の法的基準の無視

実施機関の弁明は、行政内部の懸念に基づく単なる「予想」であり、客観的根拠を欠く。

- ① 不開示の根拠とされる「支障を生じるおそれ」は、開示によって当該事務事業の適正な執行に「蓋然性の高い具体的な支障」が生じると認められる場合に限定される。
- ② 具体的支障の欠如：実施機関は、審査請求人が求める各面接室ごとの得点内訳（面接官は匿名加工済み）の開示が、具体的にどのような蓋然性をもって試験の継続実施に「著しい支障」を生じさせるのか、具体的な説明を一切行っていない。

(2) 面接の公平性確保への寄与

審査請求人が求める「各面接室ごとの得点内訳」は、面接室間での評価の偏りや格差が生じていないかという、面接の公平性・客観性を検証するための情報である。

- ① このような情報の開示は、試験の公平性に対する信頼性を高め、公務の「適正な執行」に貢献するものであり、かえって「著しい支障」を生じ

させるといふ主張は論理的矛盾を孕む。

- ② 実施機関の主張は、不公正な評価体制に対する批判を回避する行政内部の保身を目的とするものと判断せざるを得ず、行政の透明性確保という条例の趣旨に真っ向から反する。

#### 4 審査手続における構造的欠陥の指摘

本件処分は高知県人事委員会委員長によってなされ、これに対する審査請求の審査庁は高知県人事委員会である。

また、本件処分を実質的に行った部署は高知県人事委員会事務局職員課任用担当であり、審査庁である高知県人事委員会に対する本件弁明書を作成したのも、同人事委員会事務局である。

この構造的欠陥は、行政不服審査制度が目的とする公正かつ公平な第三者的視点による是正を欠き、実質的に自己審査の形となっており、本件審査請求手続の公正性及び客観性に重大な疑義を生じさせるものである。

審査会においては、この構造的欠陥を認識の上、独立した公正な第三者機関として、実施機関の主張を厳格に審査されることを強く要望する。

### 第5 審査会の判断

#### 1 本件公文書について

令和7年度高知県職員社会人経験者採用試験の「行政」の試験区分は、第1次試験と第2次試験を行い、最終合格者は、第1次試験と第2次試験の総合得点に基づいて決定された。第1次試験では、職務能力試験及び論文試験、第2次試験では、プレゼンテーション試験及び口述試験がそれぞれ実施され、令和7年8月21日に最終合格者10名が発表された。本件公文書は、本件公文書1～3から構成される。

本件公文書1は、「行政」の試験区分の最終合格者10名に関する「令和7年度社会人経験者採用試験成績一覧表」であり、受験番号・氏名、第1次試験の職務能力試験及び論文試験の各得点並びに第1次試験得点、順位及び合否、第2次試験のプレゼンテーション試験及び口述試験の各得点、総合得点、総合順位及び合否、順位以外の理由で不合格となった理由の欄から構成され、各欄の項目名を除きすべて非開示とされている。

本件公文書2は、「行政」の試験区分に関する「令和7年度高知県職員社会人経験者採用試験プレゼンテーション評定一覧表」であり、受験番号、各試験委員の評点、合計点及び評価点の欄並びに辞退者の情報から構成され、各欄の項目名を除きすべて非開示とされている。

本件公文書3は、「行政」の試験区分に関する「口述試験評定一覧表」であり、受験番号、各試験委員の総合評定・評価点数、素点計及び総合得点の欄並びに試験委員の構成（所属機関名）から構成され、各欄の項目名を除きすべて非開示とされている。なお、第2次試験の口述試験の個別面接は、2回行っている。

審査請求人は、非開示とした部分のうち、最終合格者10名に関する第1次試験の職務能力試験及び論文試験の点数内訳、第2次試験のプレゼンテーション試験及び口述試験の点数内訳並びに「第2次試験における各面接室（3か所）ごとの得点内訳」の開示を求めている（以下この審査請求人が開示を求めている非開示部分を「本件非開示部分」という。）。実施機関の説明によれば、

審査請求人が開示を求めている「第2次試験における各面接室（3か所）ごとの得点内訳」とは、プレゼンテーション試験の評点の内訳及び口述試験の2回の面接試験の総合評定・評価点数の内訳を指すとのことである。プレゼンテーション試験の各試験委員の評点は本件公文書2、口述試験の2回の面接試験の各試験委員の総合評価・評価点数は本件公文書3にそれぞれ記載されている。なお、審査請求人は、受験番号及び氏名の開示は求めている。

実施機関は、本件非開示部分について条例第6条第1項第2号に該当すると主張しているので、以下検討する。

## 2 条例第6条第1項第2号該当性について

(1) 条例第6条第1項第2号は、「個人に関する情報」であって、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる」と認められるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、ただし書に掲げる情報に該当する場合を除いて非開示とすることを定めている。

(2) 実施機関は、本件非開示部分である本件公文書に記載する受験者個人の試験成績は、採用試験の各試験種目（「行政」の試験区分については、職務能力試験、論文試験、プレゼンテーション試験、口述試験）の採点・評価基準に基づいて受験者の能力を点数にしたものであり、個人の人格と密接に関連する情報である、したがって、試験成績について特定の個人を識別できない形であっても、「公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当すると主張している。

これに対し、審査請求人は、開示を求める情報は、合格者10名の氏名等を加工した点数であり、これにより個人が特定されることはなく、公務員採用試験の透明性や公平性を確保するため、合格者の試験点数の情報は広く開示されるべきであると主張している。

条例の定める情報公開制度は、広く何人にも実施機関の保有する公文書の開示請求権を認めるものであるからこそ（第5条）、他方で条例は、「個人に関する情報が十分に保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。」と定めている（第3条）。これを受けて、条例第6条第1項第2号は、プライバシー情報に該当するか否かに関わりなく、広く「特定の個人を識別することができる」情報については非開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、なお「個人の権利利益を害するおそれがある」情報については非開示とすることを定めている。

本件非開示部分に係る情報は、いずれも「行政」の試験区分の各試験種目において各受験者の能力を評価した得点であり、これは個人の人格と密接に関連する情報であることから、各受験者の受験番号・氏名を非開示にして受験者個人を識別することができない状態にしたとしても、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当することは明らかである。したがって、本件非開示部分については、条例第6条第1項第2号に該当すると認められる。

なお、審査請求人は、条例第6条第1項第7号に該当しないことをもって本件非開示部分を開示すべき旨を主張しているが、実施機関は、本件公文書3中の試験委員の構成（所属機関名）の非開示理由として条例第6条第1項

第7号を挙げているのであって、本件非開示部分の非開示理由としてそれを挙げているものではない。

また、審査請求人は、本件非開示部分を開示すべき理由として条例第6条第2項を挙げているが、審査請求人の主張する地方公務員の選考過程の客観性及び公正性の検証が、個人に関する情報の保護に明らかに優越する公益上の理由とまでは認められない。

### 3 本件開示請求に係る実施機関の対応の瑕疵について

当審査会における実施機関の意見聴取において、本件公文書1にはもともと「行政」の試験区分の最終合格者10名の成績だけでなく不合格者の成績も含まれ、また、本件公文書2にはもともと「行政」の試験区分の受験者の評点だけでなくそれ以外の試験区分の受験者の評点も含まれていたが、本件開示請求が「行政」の試験区分の最終合格者10名の成績を求めるものであったことから、実施機関において本件公文書1から不合格者の成績に係る部分を、また本件公文書2から「行政」以外の試験区分の受験者の評点に係る部分をそれぞれ削除した文書を新たに作成し、これを本件公文書1及び2として特定して本件部分開示決定を行い、審査請求人に交付していたことが判明した。

条例の定める情報公開制度は、高知県公文書等の管理に関する条例（令和元年高知県条例第1号）第2条第2項を引用する条例第2条第2項の規定により、この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいうと定めた上で、条例第5条の規定により、何人に対しても当該実施機関の保有する公文書の開示請求権を認め、条例第6条第1項柱書により、実施機関に対して、開示請求があったときは、開示請求者に対し同項各号のいずれかに該当する非開示情報が記録されている場合を除き当該公文書の開示を義務付けるものである。それゆえ、開示請求があった場合、実施機関に対して開示請求に係る情報について新たに公文書を作成して対応することまで要請するものではなく、開示請求に係る情報が記録されている実施機関の保有する公文書の開示を義務付けるものであり、本件開示請求に対して実施機関の採った上記の対応は、条例の定める情報公開制度の運用において明らかに瑕疵があるものといわざるを得ない。

したがって、「行政」の試験区分の最終合格者及び不合格者の両者の成績を含む真正な「令和7年度社会人経験者採用試験一覧表」を本件公文書1、「行政」の試験区分及びそれ以外の試験区分の受験者の評点を含む真正な「令和7年度高知県職員社会人経験者採用試験 プレゼンテーション評定一覧表」を本件公文書2とそれぞれ特定し、改めて開示決定等を行った上で、これを審査請求人に交付すべきである。

### 4 その他

審査請求人は、本件部分開示決定が人事委員会によってなされ、これに対する審査請求の裁決は人事委員会が行うという実質的に自己審査の形になっており、この構造的欠陥は、本件審査請求手続の公正性及び客観性に重大な疑義を生じさせるものであり、信頼性を基礎から揺るがすものである旨を指摘している。

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定により、審査請求は、処分庁に上級行政庁がない場合、当該処分庁に対してするものとされている。それゆえ、人事委員会が実施機関である場合、上級行政庁がないことから、

開示決定等に対する審査請求は、処分庁である人事委員会に対して行うことになる。もともと条例第15条の3第1項は、開示決定等について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、当審査会に諮問しなければならないと定め、実施機関は、当審査会の答申を受け、それを尊重して審査請求に対する裁決を行うことになる。

なお、高知県人事委員会事務局の専決及び代決規程（昭和45年人事委員会訓令第1号）第2条及び第3条の規定により、人事委員会の権限に属する事務のうち、情報の公開に関する事項で公文書の開示決定等及び当審査会への諮問に関することについては人事委員会事務局次長が、情報の公開に関する事項で公文書の開示決定等に関する審査請求に対する裁決に関することについては人事委員会事務局長が、それぞれ専決をすることができるとされている。

## **第6 結論**

当審査会は、本件部分開示決定について以上のとおり検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断したので、答申する。



## 第7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおり。

| 年 月 日                                | 処理内容                            |
|--------------------------------------|---------------------------------|
| 令和7年11月12日                           | ・実施機関から諮問を受けた。                  |
| 令和8年3月23日<br>(令和7年度第9回第二小委員会)        | ・実施機関から意見聴取を行った。<br>・諮問の審議を行った。 |
| 令和8年5月7日<br>(令和8年度第1回第二小委員会)         | ・諮問の審議を行った。                     |
| 令和8年6月23日<br>(令和8年度第2回第二小委員会)        | ・諮問の審議を行った。                     |
| 令和8年8月18日<br>(令和8年度公文書開示審査会(第1回全体会)) | ・諮問の審議を行った。                     |
| 令和8年8月18日                            | ・答申を行った。                        |